

平成25年1月21日
(局長:田部秀樹)

介護福祉士等各種養成施設の指導監督に関する行政評価・監視 <調査結果に基づく改善通知>

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、養成施設の適切な管理・運営を図る観点から、監督官庁による指導監督の状況等について平成24年8月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、関東信越厚生局に必要な改善措置について通知することとしましたので、公表します。

〈本件照会先〉
総務省関東管区行政評価局
第二部第2評価監視官 澤本
電話：048-600-2331
FAX：048-600-2338

調査の概要及び改善通知事項

調査の背景等

- 国の資格制度の創設、整備に伴い、厚生労働省は福祉・食品衛生分野等における各種資格の養成施設を多数指定
- 養成施設の指定については、関係法令等により、教育課程等の指定基準等が定められており、養成施設の課程修了により資格を取得できるものもあることから、指定基準等の遵守など養成施設における適切な管理・運営が重要
- 平成16年度に、関東管区行政評価局及び管内4事務所が、栄養士、理容師等の養成施設を対象に行政評価・監視を実施し、指定基準等の遵守や卒業認定の適正化等の改善事項を指摘
- しかし、養成施設の中には指定基準等に適合していないものもあるとの指摘あり。また、特に少子高齢化に伴う介護・保育関係従事者の確保や全国的な食中毒の発生に伴う衛生管理の徹底の要請などの、当該分野における有資格者養成等の重要性の高まり
- 今回、養成施設の適切な管理・運営を図る観点から、関東信越厚生局(以下「厚生局」という。)による指導監督の状況等を調査
【調査対象機関】関東信越厚生局
【関連調査等対象機関】埼玉県、21養成施設(介護福祉士養成施設8、指定保育士養成施設8、調理師養成施設5)
【調査時期】平成24年8月～12月

主要調査項目と改善通知事項の要旨

- 1 指定基準等の遵守状況
 - 厚生局は、養成施設に対し、教員の資格要件の確認や授業時間数の確保等について指定基準等を遵守するよう指導すること
 - 厚生局は、養成施設に対し、定員の遵守や規程・表簿類の整備等について、指導すること
- 2 変更手続及び定期報告の励行状況
 - 厚生局は、養成施設に対し、変更承認申請・変更届の励行について指導するとともに、定期報告の内容が適切なものとなるよう指導すること
- 3 養成施設に対する指導状況
 - 厚生局は、指導調査の充実とともに、定期報告の活用など指導調査以外の措置を総合的に講じることにより、養成施設に対する指導を徹底すること

【通知日】平成25年1月18日
【通知先】関東信越厚生局

1 指定基準等の遵守状況

制度の概要等

【養成施設に対する指導監督等】

- 厚生局は、教員の資格要件、授業時間数、生徒等の定員、施設・設備等について定めた指定基準等に基づき指定申請の審査を行うとともに養成施設の管理運営状況について指導監督を実施
- 指定基準等の内容(一部)
 - i)教員等は定められた資格要件等を満たす者を配置
 - ii)定められた教育内容(教科目等)、授業時間数を実施
 - iii)校外実習期間中は、実習先の生徒等に対する巡回指導等を実施し、効果が上がるよう努める
 - iv)学則等で定める定員を遵守
 - v)1学級の生徒等数や同時に授業を行う生徒等数は定められた人数以下
 - vi)履修・卒業認定に当たり出席状況等を勘案
- * 指定基準等の規定事項は養成施設の種類により異なる

【資格取得の条件】

- 今回、調査対象とした介護福祉士、保育士、調理師の3資格は、いずれも養成施設の卒業により資格試験を受けることなく資格の取得が可能であり、指定基準等の遵守が重要

調査結果

指定基準等の遵守状況について21養成施設を調査

⇒○養成施設の管理・運営が不十分

(教員や授業)

- 教員の資格要件を確認できない者に授業を行わせているもの 3施設
- 助手の資格要件を満たしていない者を実習助手としているもの 4施設
- 学則及び指定基準等に定める授業時間数を満たしていないもの 3施設
- 履修に必要な授業時間数を満たしているかを書類等により確認できないもの 1施設
- 校外実習の効果が上がるよう努めることとされている巡回指導が十分でないもの 4施設

(定員の遵守・出席状況の管理)

- 入所定員や総定員を超過しているもの 13施設
- 同時に授業を行う生徒数が指定基準等を超えてしているもの 2施設
- 養成施設が出席簿等の記録を適切に管理していないもの等 4施設

* 上記は抜粋した事例

改善通知事項の要旨

厚生局は、次の措置を講ずることが必要

- ① 養成施設に対し、教育の内容及び質の確保を図るため、教員の資格要件の確認や授業時間数の確保等について指定基準等を遵守するよう指導すること
- ② 養成施設に対し、適正な運営を確保する観点から、定員の遵守や規程・表簿類の整備等について指導すること

2 変更手続及び定期報告の励行状況

制度の概要等

【養成施設における変更手続及び定期報告の実施】

- 養成施設は、指定に係る法令等により、以下の変更手続や定期報告を行うことが必要
 - i) 学則や定員、施設・設備など当該法令等で定める事項を変更する場合、厚生労働大臣に対し、変更承認を申請又は変更を届出(変更手続)
 - ii) 毎年度、生徒等数、教職員数や教育の実施状況など法令等で定める事項について、厚生労働大臣に報告又は届出(定期報告)

調査結果

変更手続及び定期報告の実施状況について21養成施設を調査 ⇒○養成施設における制度の理解が不十分

- 変更承認を受けずに学則や施設を変更しているもの 2施設
- 変更承認申請が定められた期限までに行われていないもの 1施設
- 変更届が定められた期限までに行われていないもの 7施設
- 定期報告の記載内容が実態と異なっているものや報告期限を超えているもの 6施設
- 定期報告の記載方法が養成施設により異なっているため、実態を的確に把握できないもの 1資格

改善通知事項の要旨

厚生局は、養成施設の実態を的確に把握する観点から、養成施設に対し、変更承認申請・変更届の励行について指導とともに、定期報告の記載内容について記載例を明示する等、定期報告の内容が適切なものとなるよう指導すること

3 養成施設に対する指導状況

厚生局による指導監督状況

(1) 指導調査

- 養成施設における指定基準等に係る関係法令の遵守状況等を実地に確認する指導調査を実施
- 不適切な場合、改善を指導

(2) 定期報告(再掲)

- 養成施設は、毎年度、生徒等数、教職員数や教育の実施状況など法令等で定める事項について厚生労働大臣に報告又は届出
- 報告内容を確認し、指定基準等に適合しない事項について改善等を指導

(3) 自己点検

- 毎年、指定基準等の適合状況等について自己点検を行うこと、また、点検の結果、不適合事項等については改善方策の作成を指導
- 点検結果は、改善方策を添付し厚生局に提出するよう指導（※平成22年度以降は、順次、同局への提出は不要とした）

調査結果

(1) 指導調査の実施及び改善指導が不十分

- 上記1、2のとおり関係法令や指定基準等に適合しない施設がみられる一方、指導調査の実施件数は、平成21年度から23年度で半数以下に減少
（21年度 18施設→23年度 7施設（調査対象3資格））
- 調査対象21施設のうち、3施設は厚生局の指導調査を受け、改善報告を求められている。
 - 上記の3施設のうち、2施設は改善が図られていない。
 - ・指導後、一度も改善されないまま数年を経過（1施設）
⇒改善報告の内容について指導を行っていない
 - ・指導後、一時的に改善したが同様の状況が再発（1施設）
⇒再発防止措置を講ずるよう指導していない

(2) 定期報告に基づく指導が不十分

- 介護福祉士及び保育士の養成施設16施設のうち定期報告で、定員超過等の不適切な状況が確認できるが、定員超過について厚生局から個別に指導を受けたことはないとしているもの……………13施設

(3) 養成施設における自己点検の活用が不十分

- 介護福祉士及び保育士の養成施設16施設のうち
 - ・自己点検は実施しているが、判定を誤ったため改善方策を作成していないもの……………3施設
 - ・自己点検で不適合と判定し、改善方策を作成しているが改善方策の内容が毎年同一で改善が図られていないもの……………7施設

(4) 指定基準等の遵守方法等

- 制度改正の機会を捉え集団指導を行うほか、ホームページに養成施設に係る関係法令等や指導調査において散見された指摘事項を掲載する等、指定基準等の遵守に関し情報提供等を実施

(4) 指定基準等の解釈及び遵守方法について養成施設が苦慮

- 実習時間数について、指定基準等や自己点検項目の記載内容が区々であることから、養成施設が実習時間の解釈に苦慮しているもの
- 教科の一部を実習とする必修科目について、実習時間を明確に区分していないことや教員が使用する器具・機材の使用方法に習熟していないこと等により、指定基準等に定める必修科目の実習時間が確保されていないもの

改善通知事項の要旨

厚生局は、以下の方法により、養成施設に対する指導の徹底を図ることが必要

- ① 指導調査について、未実施施設への指導機会の拡大を図ることを念頭に、調査の実施項目や対象とする資格種別の重点化等を行い、効率的、効果的な実施方法を検討すること
- ② 指導調査に基づく改善が十分でない場合、継続的に指導を行うこと等により、養成施設における改善を確実に確保すること
- ③ 定期報告を端緒として養成施設の実態把握に努め、特に指定基準等に適合しない状況が継続的に生じている場合には、改善指導を行うとともに、その後の改善状況の確認を徹底すること
- ④ 自己点検について、各養成施設に対し、自己点検を実施するよう、改めて周知徹底を図ること
- ⑤ 養成施設の中には、依然として指定基準等に適合しないものや、指定基準等の解釈等に苦慮しているものもみられることから、指導調査の結果等を踏まえ、養成施設の事務担当者や教員等を対象とした研修会など集団指導の機会を設け、制度周知の徹底を図るとともに、ホームページを活用した正確な情報提供に努めること